

「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」の制定について

〔 平成 7 年 10 月 23 日農地第 732 号  
農林水産部長から関係機関の長あて 〕

最終改正 令和 8 年 4 月 17 日 南事第 144 号

みだしのことについて、別冊のとおり「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」を制定し、令和10 年度新規採択要望地区の事業計画策定業務から適用することとしたので通知する。